



豊橋市生殖補助医療治療費補助金について

不妊治療のうち、初めて行う体外受精及び顕微授精（採卵から移植に至る一連の治療）に要する費用の一部を補助します。

補助対象

- 対象者：以下のすべての要件を満たす方
- ① 夫婦（事実婚を含む）
 - ② 夫または妻の一方または双方が豊橋市に住所がある方
 - ③ 初めて生殖補助医療（採卵から移植に至る一連の治療）をされた方
 - ④ 治療開始時の妻の年齢が43歳未満の方
治療開始時…採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日
- ※ 同一夫婦で過去に特定不妊治療費の補助を受けている場合は対象外です。
- 治療内容：体外受精・顕微授精（採卵から移植に至る一連の治療）
※ 保険診療および先進医療に限る
- 補助回数：1回（初回治療分に限る）

補助額

- 自己負担額のうち1.5万円を限度に補助（高額療養費等の補助を除いた額）
※治療前に「限度額適用認定証」をご自身が加入している公的保険に申請し、医療機関へ提示して受診してください。

申請期日

- 治療が終了した日から半年以内
※期日が土日祝日および年末年始の場合は前開庁日まで



受診医療機関

- 厚生労働省に届出された生殖補助医療管理料の届出医療機関

◆補助金の交付を希望する方は、必要な書類を添えて申請が必要です。
こども保健課窓口での配布、またはホームページからのダウンロードをご利用ください。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/4959.htm>



相談窓口のご案内

豊橋市では不妊カウンセラー等による相談に応じています。
補助金の制度だけでなく、お気軽にご相談ください。

不妊・不育専門相談 ☎39-9160

（こども保健課内）

